令和５年４月に小学校・中学校に入学予定のお子さまがいる保護者さまへ

就学援助（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

長与町教育委員会では、令和５年４月に長与町内の小・中学校に入学予定のお子さまがいる保護者で就学援助の要件に該当する方に、就学援助の入学準備金を入学前（３月）に支給します。

入学準備金の入学前支給を受けることができる方

次の要件の全部に該当する方

（１）お子さまが令和５年４月に長与町内の小学校・中学校に入学予定の方

（２）就学援助の要件に該当する方

【注】次の要件に該当する場合は、入学準備金の入学前支給の対象にはなりません。

・令和５年３月末日以前に長与町外に転出される場合

※上記に該当し、入学準備金の入学前支給を受けたときは、返還していただくことになりますので、該当する可能性のある場合は、申請を行わないでください。

申請手続き

◆申請場所

次の場所へ申請書を提出してください。

（１）　小学校入学予定のお子さまがいる場合

・教育委員会教育総務課（長与町役場２階）

（２）　中学校入学予定（現在小学校６年生）のお子さまがいる場合

・お子さまが現在通われている小学校（就学援助担当者）

※両方に当てはまる場合には、上記のどちらかに（新小学１枚・新中学１枚計２枚）提出してください。

◆申請に必要なもの

（１）　就学援助申請書

（２）　就学援助該当要件に応じた証明書類

※今回、入学準備金（入学前支給）の申請をされない場合でも、４月末までに令和４年度の就学援助を申請し、認定となった場合は、入学後（５月初旬以降）に入学準備金を支給します。

支給額・支給時期

◆支給予定額（お１人につき）・・・実際の支給額が変更になる場合があります。

・小学校入学予定のお子さま　５４，０６０円

・中学校入学予定のお子さま　６０，０００円

◆支給時期・・・令和５年３月中旬～下旬頃

◆支給方法・・・保護者さまの口座に直接振り込みます。

学校・教育委員会への提出期限：　令和５年　１月２７日　（金）

◆援助を受けることができる方・提出書類等

令和５年度

次の要件のいずれかひとつに該当すれば、就学援助を受けることができます。

該当となる理由	添付書類
生活保護を３ヶ月以内に廃止されたが生活が苦しい	不要
町民税が非課税である（世帯員全員が非課税の場合に限る）	不要
児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書の写し
世帯の合計所得が下表の基準額以下で、子どもを就学させるのが困難な場合	※下記の説明文を参照してください

※令和４年１月１日現在、長与町に住所（住民登録）がある方は、長与町課税台帳上の記録により確認しますので、所得の分かる書類の提出は必要ありません。

※令和４年１月１日現在、長与町以外に住所（住民登録）がある方は、次の書類の提出をお願いします。

●「令和４年度　所得課税・非課税証明書」

（令和４年１月１日現在の住所地の自治体にて交付を受けてください）

【所得基準額の目安】≪令和３年１月～令和３年１２月の世帯合計所得が基準額以下≫

世帯人数	家族構成	所得基準額	
		借家	持家
２人	大人１人+子供１人	¥2,243,300	¥1,719,100
３人	大人１人+子供２人	¥2,951,100	¥2,427,000
３人	大人２人+子供１人	¥2,798,100	¥2,274,000
４人	大人２人+子供２人	¥3,456,800	¥2,941,600
５人	大人２人+子供３人	¥4,114,300	¥3,590,200

※源泉徴収票で金額を比較する場合は、「給与所得控除後の金額」と比較してください。

ただし、上記金額はあくまでも目安であり、家族構成・年齢・家賃等により基準額が変わりますので、援助を希望される方は教育委員会教育総務課までご相談ください。

※長期療養・災害・交通事故などの特別な事情により生活が苦しく、子どもを就学させることが困難な場合は、教育委員会教育総務課までご相談ください。

認定における注意点

※所得額または児童扶養手当受給の理由にて認定されている方は、６月～１２月に再認定作業を行います。所得超過、児童扶養手当の支給を停止されている場合には、就学援助の支給を停止させていただきます。

※今回、入学準備金（入学前支給）を申請して認定を受けられた方は、令和５年度の就学援助の申請手続きは必要ありません。

※生活保護受給中の方は、就学援助の申請手続きは必要ありません。

ご不明な点は、各学校又は長与町教育委員会教育総務課（TEL883-1111）までお問い合わせください。